

吉川市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 吉川市の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が顕著なもの及び大会等において優秀な成績をおさめたものに対し、スポーツ賞を贈りその榮譽を顕彰するために必要事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 スポーツ賞の種類は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) その他、会長が必要と認めたもの。

(選考基準)

第3条 スポーツ賞の選考は、吉川市に在住、在勤、在学及び市スポーツ協会加盟団体に所属しているもので、次のとおりとする。

- (1) 功労賞は次の各号の一に該当するもので、いまだ表彰を受けていないものに対して行なう。
 - ① 体育・スポーツの振興に著しく功績のあったもの。
 - ② 多年体育・スポーツの指導に精励し著しく功績があり他の模範であるもの。
 - ③ 地域社会や職場・職域における体育・スポーツの育成発展に寄与しているもの。
 - ④ 加盟団体の発展に役員として10年以上努力したもの。
 - ⑤ その他、会長が認めたもの。
- (2) 優秀選手は個人またはチームで特に優秀な成績をおさめ他の模範となるもの。
 - ① 県大会で優勝または関東大会で3位までに入賞した個人及びチーム。ただし、小中学生に限り、県大会3位まで認める。
 - ② 全国大会に出場した個人及びチーム。
 - ③ 国際大会、国際試合に出場したもの。
 - ④ 日本記録を更新したもの。
 - ⑤ その他、会長が認めたもの。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各区分に定める者が、所定の用紙に必要事項を記載し、市スポーツ協会会長に提出するものとする。

(1) 功労賞

- ① 加盟団体 各加盟団体長

(2) 優秀選手賞

- ① 加盟団体 各加盟団体長
- ② 市スポーツ少年団 本部長
- ③ 市内小・中学校及び高校 各学校長
- ④ その他 推薦書を市スポーツ協会事務局が仮受付を行い、役員会において精査し、受付の可否を判断する。

(受賞者の選考)

第5条 前条により推薦されたものについて、理事会において決定し評議委員会に報告するものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は当該年度末に行なうものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は賞状を授与して行う。ただし、金品を加授することができる。

(規程の変更)

第8条 この規程は理事会の同意を得なければ変更することができない。

附 則

この規程の運用に必要な細則は理事会で定める。

この規程は昭和53年 4月20日より施行する。

平成 4年 1月24日一部改正

平成 7年 4月15日一部改正

平成 8年 5月11日一部改正

平成11年12月 7日一部改正

平成12年12月 7日一部改正

平成20年11月19日一部改正

令和 2年10月29日一部改正

令和 3年11月12日一部改正

表彰規程細則

附則に基づき細則を次のように定める。

1. 第3条(2)における大会、及び試合とは全国的規模をもって実施されるもので、公益財団法人埼玉県スポーツ協会が主催もしくは後援しているもの、又はそれに準じた大会、及び試合で市スポーツ協会の認めたものをいう。